

文を募集せしに応募者約二百余名ありて花井大場両博士審査の結果左記の三氏其選に当り夫夫授賞ありたり追て紙面の都合に依り是等優等論文を本紙に掲載することあるへし問題は「対手方か意思継続して為しつある急迫不正の名譽毀損行為に對し告訴を為したるも不起訴の処分を受けたるに因り自己の名譽の毀損せらるるを防衛する為め止むなく其相手方の素性経歴前科等に付き真実の事実を發表したるは正当防衛と謂ふことを得ざる乎」と云ふに在り而して當選授賞者は左の如し

優等	積極	中央大学法科二年	江波戸文夫
同	消極	中央大学経済科一年	青野國二郎
選外	消極	日本大学法科二部生	藪中 隆

510 中央大学法学会懸賞論文当選者

〔「法学新報」第28卷9 (323)号 大正7年10月1日〕

○中央大学法学会懸賞論文当選者 今夏同会に於て左の懸賞論